

3月13日（第4日）

3月13日(金)第4日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
企画部長	山本 修司	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	島津 慎二	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	箱田 伸洋	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	消防長	小林 勉
企業局長	前 政司	危機管理監	岡野 数正

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについて
日程第3	同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第4	議案第31号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第32号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第33号 平成26年度江田島市一般会計補正予算(第6号)
日程第7	議案第1号 平成27年度江田島市一般会計予算

日程第 8	議案第 2 号	平成 2 7 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 9	議案第 3 号	平成 2 7 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 号	平成 2 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第 1 1	議案第 5 号	平成 2 7 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第 1 2	議案第 6 号	平成 2 7 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 7 号	平成 2 7 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 1 4	議案第 8 号	平成 2 7 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第 1 5	議案第 9 号	平成 2 7 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第 1 6	議案第 1 0 号	平成 2 7 年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第 1 7	議案第 1 1 号	平成 2 7 年度江田島市水道事業会計予算
日程第 1 8	議案第 1 2 号	平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計予算
日程第 1 9	議案第 1 3 号	平成 2 7 年度江田島市交通船事業会計予算
日程第 2 0	発議第 1 号	江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回江田島市議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山根啓志君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） おはようございます。9番議員、山本秀男は、通告に従いまして、公有財産の維持管理について質問いたします。

平成26年12月、庁舎整備ガイドライン及び公共施設のあり方に関する基本方針を定め、今後、整備していくと感じております。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成10年、建築物の耐震改修の促進の法律が施行されて、平成17年には一部改正がありました。

一方、道路、橋梁、トンネルなど維持管理に関する省令、告示が、平成26年7月から施行されております。本市においても、平成24年に橋梁長寿命化計画を作成し、事後保全から計画的な予防保全へと維持管理に努めていると考えております。

また、ことし4月からは目的外使用の行政財産にも使用料を徴収することとなりますが、そこで、次の4点について質問いたします。

まず1点目に、平成27年度の目的外使用の行政財産の件数または金額の見込みは幾らでしょうか。

2点目、施設台帳の整備と管理状況は適正に行われていると思いますが、どうでしょうか。維持管理に関する条例に基づく点検はどうでしょうか。点検による危険な箇所と整備状況はどうでしょうか。

3点目、平成17年に建築物の耐震化促進法により、一定規模以上の特定建築物については、管理者の改修義務がありますが、対象とする建築物はあるのか、あれば改修計画はどのようになっていますか。

4点目として、その他の財産ではございますが、旧江田島小学校の跡地であります。9月議会でも質問いたしましたが、市長は早い時期に決めるとの回答でありました。その後、どのようになったか。

以上、4点について質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

定例会の4日目でございますが、大変皆さん、御苦労さんでございます。

また、市民の皆様には傍聴にお越しをいただきまして、心からお礼を申し上げます。

さて、本日は、追加議案として、人事案件及び国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に伴う補正予算など、5件を提案させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、昨日に引き続きまして、一般質問にお答えをいたします。

まず、公有財産の維持管理についてでございますが、平成27年度当初予算における行政財産使用料の見込みとして、1億4,130万円を計上しております。この中に、目的外使用に関する使用料、主に電柱でございますが、港湾、市道等の関係で、270万円程度含まれております。

今後は、先日、可決いただいた江田島市行政財産の使用料に関する条例に基づき、行政財産の維持管理に努めてまいります。

次に、2点目の施設台帳の整備と管理状況についてお答えいたします。

施設台帳については、各行政財産を管理する所管部署ごとに整備・管理をしております。御質問の道路・橋梁に関する道路台帳は、路線ごとに起点・終点や延長・幅員などが記載されておまして、あわせて図面や橋梁・トンネル調書も整備しております。

道路台帳は電子化されており、改築工事などにより延長や幅員などに変更があれば更新を行うこととなりますが、作業量や費用を勘案し、3年を目安に行うこととしております。

なお、道路・橋梁を管理する中で、危険な箇所については、橋梁では5年に1度、近接目視点検が義務づけられており、平成27年度に全ての市道・橋の調査を予定しております。

そのほか通学路については、県や警察、小・中学校と連携して合同点検を行い、対策が必要な箇所を通学路安全点検プログラムとして取りまとめました。今後も毎年点検を行って、プログラムを更新するとともに、計画的に対策工事を実施することとしております。

続きまして、3点目の建築物の耐震改修についてお答えいたします。

本市では、平成18年の耐震改修促進法の改正に基づき、平成19年3月に江田島市耐震改修促進計画を策定しております。

この計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的な方向性を示すものです。この計画に基づき、耐震改修を行う施設の優先順位を、①小・中学校、②保育園としており、現在、学校施設の耐震改修を順次進めているところです。

それ以外の公共施設の改修計画については、平成26年12月策定の「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」の中で、再編・整備の方針を作成しており、今後、具体的な取り組みを進めることとしております。

最後に、旧江田島小学校跡地についてですが、財務局としては早期に処分したいとの意向ですが、市としては、市内の数少ない広大な一等地であることから、財務局に対し、第2次江田島市総合計画が策定される平成26年度まで、利活用について検討したい旨

を伝え、了解を得ております。

これを踏まえ、財務局との連絡協議会において、跡地の利活用について多様な案を検討しつつ、市にとって、より有利な条件で貸し付けあるいは購入できるよう、具体的な調整作業に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） ありがとうございます。

まず、私が今までに質問しました行政財産について、2点ほど確認させていただきたいと思います。

旧江田島小学校、前向きに考えていただいております。ついでには、新年度の予算計上はされておりませんが、購入の調整をされておるんだらうというふうに思いますが、27年度中と考えてよろしいでしょうか。わかる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 江田島小学校の跡地につきましては、担当する中国財務局の呉出張所と、昨年来、連絡会議等を含め4度、そのうち中国財務局の管財部長も2度ほど出席していただきまして、国の動向や市の総合計画の進捗状況、財政状況などについて幅広く意見を交わしております。

その中で、江田島小学校につきましては、市にとって、先ほど市長も申し上げましたように、より有利な条件で貸し付け、または購入をしたいという希望がございますので、そこらのところ強く要望いたしまして、現在、事務担当者レベルで具体的な調整作業に入っております。

この調整作業が整い次第、議会のほうにも報告させていただいて、意見をまとめるとともに、そこらのところがうまく調整できましたら、直近の議会のほうへ提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 調整作業を進めておると。いわゆる購入を前提でされているという理解でよろしいでしょうか。

確かに、この土地はいろいろ有効活用できるかと思えます。早急に計画書を作成して、江田島の活性化につながるようお願いいたします。

次に、2点目の法定外公共物でございますが、これは土木部長にお聞きしますが、これは市町村管理ということで間違いないですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 間違いございません。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） そうすると、管理瑕疵による事故が生じた場合には、責任は当然市にあるかと思うんですが、この対応はどうすりゃいいんですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 管理瑕疵が生じた場合、当然管理者である市の責任ということになります。里道、水路ですから、里道の場合は、市道と同様に、事故等が起きれば損害賠償等が生じるということになれば、市のほうが対応していかなければならないと考えております。

ただ、法定外の補助事業で、例えば、工事を業者がして、余りにもずさんな工事であって、それで事故が起きたというようなことは、やはり業者にも責任があるとは思っておりますが、そういうことがないように、工事のほうもしっかりやっていただいて、うちのほうもそれをちゃんと見させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私は、今までにも法定外公共物については、再三指摘させていただいておるんですが、市長の答弁は、利用が少なく、財政的に厳しい。また合併協議会の課題であった案件で、合併後、地元負担で施行するという回答でありましたが、その間、負担率の軽減等はありませんでしたが、そのほか見直しは考えられましたかどうか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） お答えします。

17年の4月1日の施行から、その後、25年の4月1日に内容改正をいたしております。17年のときには、道路、それから水路、これらの補助率は全て10分の7でございましたが、25年の4月1日の際には、道路の場合には補助率を10分の7.5ですから、25%の地元負担と。それから、水路は10分の9ですから、1割負担というふうに負担率を下げしております。

それから、新たな項目といたしまして、法定外道路や水路に対して、有害鳥獣の被害に係る改修工事を行う場合には、道路の場合には補助率を10分の8、それから水路の場合には10分の9というふうにいたしております。

それと住民の方が業者のほうに発注をせずに、直接、直営で作業されて、そのときに原材料、コンクリートとかそういったようなものが必要な場合に、原材料に対するお金を支給するというところで、限度額が、これは4万9,000円、5万円までの工事とさせていただきますいておりますが、全額10分の10の補助をするというふうに変えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私は、この法定外公共物の管理については、当然市がやるもので、市は管理義務を放棄をして、自治会、地域に維持管理を押しつけているというふう感じております。地元が負担すること自体が問題で、毎日利用する町なかにある里道、水路、また市街地区域外、山中にある農道とか水路ですね、余り利用してない道、同じような条件で要綱を定めているところに矛盾を感じております。

また、都市計画区域内においては、いわゆる町中においては、交付税の財政需要額にも算定されます。財政も幾らか入ってくるわけですね。ちなみに平成25年度の交付税

対象ですが、1,700万あると思います。

そこで、町なかの住民の約半数以上が毎日利用する里道、水路、これらは市道、いわゆる認定しておる市道と同じ考えでいくべきじゃないかと思います。全く利用されていないような農道とかいうのは、この要綱に沿うて幾らかの受益はいただいても、また受益や限定されるものについては、この事案で、この要綱でやられてもいいかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 都市計画区域の内外、そこら辺の使い方での制度の見直しを考えてはどうかというお話でした。たしか前の議会でもお答えしたかもしれませんが、都市計画区域につきましては、今現在、江田島町と大柿町の一部の地域で区域の指定がされております。能美町と沖美町にはされておりませんが、能美町、沖美町についても、やはり市街地というものは形成されておりまして、里道や水路の利用実態に都市計画区域の内外での違いはないものと考えております。

したがいまして、区域による見直しは、逆に公平性の立場から疑問があるのではないかと。さらに分けるということになりますと、事務も煩雑となりますので、現在のところ、そういう観点での見直しは考えておりません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） この件については、なかなか歯車がかみ合わないもので、これからも追求させていただきたいと思うんですよね。土木部長は3月で県に帰られるんでしょうから、後任の方に、このことは山本が、よううるそう言いよったということをお伝えとって。

次の1番の行政財産の目的外使用でございますが、270万、電柱類を見込んでおるということで、調査する職員は大変でしょうが、1回調査・整備しておけば次年度にも生かせるので、漏れのないようお願いして、その他の行政財産についてお伺いします。

また、土木部長になりますが、まず橋梁について、老朽化点検等でございますが、平成26年7月、道路法の改正があり、自治体に対して全ての橋を5年に1度点検し、老朽化の進行程度について、1、健全、2、緊急処置、3、早期処置、4、予防保全の4段階で診断するよう義務づけられていますが、本市はそれに先駆け、平成25年5月に橋梁長寿命化修繕計画を実施されております。評価するところでございますが、本市の橋梁は、2メートル以上の橋は251橋、そのうち50年以上経過した、老朽化した橋は5橋あると報告されておりますが、この5橋と今後の整備状況等、具体的な説明を求めます。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 現在、江田島市では、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成22年に市内の市道橋251橋を点検をいたしました。その結果を江田島市橋梁長寿命化修繕計画として取りまとめたものでございます。議員がおっしゃいましたように、橋梁の健全度につきましては、国のほうが、今回の通達では4段階に、緊急段階から健全まで4段階に分けて評価をするということでございますが、22年のと

きにはその通達は出ておりませんでしたので、市の健全度の評価としては、健全度1から健全度5までの5段階に評価をしております。ちなみに健全度1は、損傷が著しく、このまま放っておくと、構造上または交通障害や第三者等への被害のおそれが懸念されるため、緊急対応の必要があるということで、一番緊急性が高いというものを健全度1にしておりまして、健全度5は、損傷が認められないと、健全な状態であるというふうな5段階に分けております。

先ほど、議員がおっしゃいました5つの橋ということでございますが、御質問の中で、50年以上経過している橋が5つあるということでした。それは長寿命化計画にそのように書いてございますので、間違いのないところなんですけど、先ほど私が申しました健全度1の橋梁、50年以上経過した5つの橋が全て健全度1かということ、ちょっとそうではないものも含まれていると思います。

ですので、ちょっと質問とは違うかもしれませんが、健全度1、一番危険で緊急度が高いと。評価された5つの橋について、その状況と、どうする予定かということをお答えさせていただこうと思います。

まず、健全度1の5つ橋の内訳でございますが、エセキ2号橋といいまして、これは江田島町のエセキにございました。これは25年度に工事を施工しております。それから、西谷橋といいまして、小用の旧県道のところにあった橋梁、これも25年度に施工しております。それから、三高橋、三高港の派出所のところにあります橋ですが、これは平成26年度に施工をしております。それと、畑漁港のところにあります大石川1号橋、これは今現在、施工をしております、これも今年度中に完了する予定でございます。それから、能美町の高田にあります間所川という河川がございまして、その間所川7号橋という橋梁が、これが27年度の施工を予定をしております、1橋残っているということで、危険な橋のうち、5つのうち4橋は既に対応がほぼ終了している。残り1橋は来年度工事を行う予定としております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） わかりました。それでは、今回の補正にありました2橋ですね。宮ノ原、幸ノ浦、差須浜橋ですか、もう一つは、大君29号線ですか、先ほどの老朽化じゃあないんじゃが施工する予定になっておりますが、この施工する理由をお聞きさせてほしいんですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） まず、大君29号線、3号橋という橋梁ですが、これは早瀬大橋のほうから大君のほうに入ってきたときにセブンイレブンがございまして、そのセブンイレブンの少し横にある川の上流にある橋でございます。市営住宅の近くにある橋になりますが、その橋は下部構造の損傷が著しい、点検したときよりも損傷が進んでいるというようなことがございましたので、早急に対応する必要があるということで、これは今回補正に計上させていただきました。

さらに、議員もおっしゃいました、これは宮ノ原幸ノ浦線の大須港のところにかかっております大須橋でございますけども、これはこの橋が、もしも落ちるということにな

りますと、大須地区が孤立してしまうと。代替の道路がないものですから、これは早目に手を入れておくべきだろうということで、今回、補正で計上させていただきました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 老朽化の判断だけでなく、危険性のある橋梁を早目に対応は評価するところでございますが。今、部長が言われた孤立化という面からお聞きしたいんですが、この大須橋が孤立したらいかにということですが、地震対策ですね、橋桁の落下防止対策は考えておるのか、お聞きします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 橋梁の耐震対策ですが、これは主には阪神大震災のときに、緊急輸送道路、阪神高速が橋脚が倒れたという映像を議員の皆さんもごらんになって、私どもの土木に携わる者としては、相当な衝撃を受けたわけでございますけども。それを受けまして、緊急輸送道路の通行を確保するために必要な橋梁の落橋防止とか橋脚の補強を行うということが決められております。その対象となる路線といいますのは、高速自動車国道、それとか国が管理する一般国道、2号線とか、ああいう大きな道路ですね、そういったような道路については、緊急輸送道路に指定されている全ての路線が対象となります。

その他の県が管理するような一般国道、それから県道、市町村道では、緊急輸送道路の中でも優先的に確保すべきルートを対象として、その中にある橋の落橋防止とかを図るという決まりになっております。

江田島市の地域防災計画では、市内の緊急輸送道路は、国道487号と県道の一部となっております。市道は緊急輸送道路となっておりますので、今回、耐震対策の対象外ということで、落橋防止の対策はとることとしておりません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 基準に満たさないということでございますが、市道であれ、狭い道であれ、災害時には避難通路となるもので、最小限の落下防止対策は講じていたいただきたいと思えます。

次に、国土交通省道路局の告示によれば、道路の維持、修繕に関する具体的な基準等を定め、道路法施行規則の一部改正及びトンネル等の健全性の診断を平成26年7月1日から施行されていますが、この法律に基づく近接目視による点検、状況はどうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 通達が、26年度、今年度中に出たわけなんですけども、通達が出てからまだ時間もたっておりません。それから、現在の、先ほど申しました、私どもの市の長寿命化計画を策定するために、平成22年に調査を行ったところでございますので、ちょうど5年目を迎えるということで、平成27年、来年度に全ての橋梁を点検する予定としております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） この国土交通省の告示によりますと、橋梁、トンネル、道路、それから具体的に、我が市や何かにもたくさんありますが、市道認定しておる。水路にふたをして、道路としておる認定した道路ですね。それらもこの告示の対象になるというふうに、私はちょっと国のほうへ問い合わせたら、なるということですが、この点については、部長、どのように考えておられますか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 今、予算要求する段階では、すみません、ちょっと私どもの不見識もあろうかと思いますが、市道だけを対象として考えておりました。前回の251橋点検したときも、一応、市道だけということで理解をしまして、点検しております。ただ、昨年度の25年の6月の議会で、議員からも質問いただきました、江田島市中央にあります砂防河川の本浦川という川が、自衛隊の脇からダンケのところを横切って、上のほうに上がっていつている川ですけども、その川沿いに市道がずっと走っております。その本浦川については、質問を受けてすぐに調査のほうはさせていただきました。そのほかのところについては、今までも調査をしておりません。

今後、今、議員のおっしゃいました、こういう水路にふたがけ、床版をかけたところについて、どうするのかということについては、また国のほうとも話をして対応を検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 何も業者委託とかいうことじゃなく、目視点検いうんですか、簡易な点検でございますので、点検をしていただいて、それで、先ほどのトンネルやら橋梁やらの点検に対して、これを住民に公表されるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 基本的には、公表はさせていただきたいと思っております。今、江田島市の橋梁の長寿命化計画につきましても、ホームページのほうでは、長寿命化計画についての公表はさせていただいております。ただ、個々の橋梁のデータということになりますと、それをホームページに載せますと、非常に膨大な量となって負荷も大きいものですから、そういうものは、今はホームページの中では提供はいたしておりません。ですから、見たいということであれば、建設課のほうにお越しいただければ、お見せできるようになると思っております。今後もそういうことになるのではないかとこのように考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 承知しました。

告示関係は置いて、その他の道路についてお伺いします。

最近、高齢化やサイクリング客等により、交通事故が多発しております。危険な道路は随分あるかと思っております。江田島警察署に問い合わせたところ、本市においても1月だけで人身事故が8件、物損事故が26件発生しています。それで、警察から、2月12日に改善等市のほうへ要望されていると思っております。要望された箇所と今後の具体的な対

策を説明をお願いします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 確かに、警察のほうから、そういうお話がございまして、今、県警のほうではキャンペーンをやっております。「なくそう交通死亡事故・アンダー90作戦」というのをラジオでも、私聞いたことがあるんですけども、そういうものを展開してございまして、その一環として、危険箇所の点検を行って、対策を道路管理者と一緒に検討して進めていくというようなことで申し入れがございました。

江田島署から箇所の提示が今あったところでございますが、その内訳は、江田島町内で7カ所、大柿で5カ所、能美で5カ所、沖美で2カ所の合計19カ所が提示を受けました。例えば、江田島の中央のほうでは、教法寺から県道へ向かう市道、それから中郷トンネル、そういったようなところが上がっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 次に、国道、県道等を含めた歩道の危険箇所はどうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 先ほどの警察のほうから御指摘のあった中では、大柿町の飛渡瀬の駐在所の付近で、歩道が切れているところがあります。そこで、2月の4日に、実は死亡事故があったということで、その対策といたしますか、改善について協議をするということで、候補の箇所に上がっております。

こういったような歩道の未整備箇所というのは、まだまだ市内にたくさん、これ以外にもあると思いますので、それらについては、また内容とか状況を確認しながら、優先度を考えて、県のほうに要望していく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） そうですね。部長さんが言われたように、歩道が切れたところが各地域にございます。例えば、国道487の宮ノ原の立石付近でございますが、橋によって切断されておる、あるいは途中で切れておるということでございますので、その他の地区も調査されて、要望していただきたいと思います。

次に、道路灯でございますが、道路灯の設置基準があるんじゃないかと思いますが、江田島町の大原から幸ノ浦までの県道沿いについて、集落までは街灯があるんですが、峠のほうには全くなく、暗く、治安が悪いんですが、道路灯の設置することはできないもんですか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 国土交通省のほうで、道路照明施設の設置基準というものが定められております。その中では道路照明の設置が必要な場所は、まず信号機の設置された交差点または横断歩道、それから2つ目として、長大な橋梁、3つ目として、夜間の交通上、特に危険な場所というふうにされております。要は、歩行者が多くて、夜間見えづらいところで、歩行者が横断するような危険性があるところ、そして、

道路のカーブがきついか、そういう線形が急激に変化して、そういう事故のおそれがあるところに対しては、道路照明をつけるということになっております。

御指摘の県道のところでございますけども、確かに山越えで線形も悪いというような状況ではあります。近くには住宅がほとんどないので、夜間の歩行者は少ないのではないかと、そういうふうに推察もされます。もともと必要性があるということであれば、その基準に照らして、あの道路を改良したときに県のほうが整備をしているんだらうとは思いますが、なかなか県のほうの予算も厳しいという状況の中で、追加で道路照明をつけるということになりますと、交通安全の別の予算、改良とは違う予算になりますので、そこは予算の関係も非常に厳しいですし、その基準に合うのかどうかということも考えますと、道路灯ということになりますと、ちょっと正直厳しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 予算も厳しいところでございますが、この県道は、最近、観光バスとか自衛隊の通勤・通学等、交通量が随分あると思うんです。それとカーブもありますので、ぜひお願いして、次に建築物についてお尋ねしたいと思います。

耐震改修促進法第6条によると、多数の者が利用する建築物、すなわち耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物の所有者は、耐震診断改修の努力義務が課せられてますが、市庁舎、大柿分庁舎、江田島能美庁舎及び沖美市民センターについては、平成26年から逐次整備の予定で理解するところでございますが、この庁舎以外に、この促進法に該当する施設があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 耐震改修を進めるに当たりまして、耐震改修促進法という法律、先ほど議員の御質問の中にもありましたが、そういう法律がございます。その法律が平成25年の11月に改正をされました。直近ではそれが一番新しい改正でございますが、その中で、大規模建築物に係る耐震診断結果の報告の義務づけというものがうたわれております。

耐震診断が義務化され、それから耐震診断結果の公表をしなければならないとおるものがあります。その1つが、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホームなどの避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものということになっておりまして、これは平成27年12月31日までに点検、公表しなければならないということになっております。

これに該当するものが、市内では大柿中学校が該当すると考えております。それから、もう一つ、都道府県が指定する庁舎あるいは避難所、そういった防災拠点の建築物、これにつきましては、県が指定する日までに、同じく点検をして公表しなければならないとなっておりますが、江田島市内では、その対象は消防本部の庁舎となっております。期限は平成29年中ということになっております。この2カ所でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 承知しました。本市の管理する施設は大柿中学と消防庁舎と

ということで、これは、この2施設については、今回、耐震予算を計上しておりますので、理解いたします。

次に、教育施設全般についてお伺いいたします。

平成26年11月に点検評価報告書を作成して、内容は理解しているところでございますが、教育委員会が管理している公有財産はどれくらいあるのか、また、管理台帳の整備はされておるのか、お尋ねします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 教育委員会が管理している建物でございますが、学校教育課関係といたしましては、学校が11校、28棟、学校給食共同調理場が3カ所、さとうみ科学館があります。生涯学習関係施設といたしましては、公民館が11カ所、図書館2カ所、教育集会所1カ所、歴史郷土施設2カ所、社会体育施設が15カ所ございます。

施設台帳の整備でございますが、学校施設については、施設台帳を整備しております。また、生涯学習関係施設につきましては、独自の施設台帳はありませんが、財政課の財産台帳の写しを使用しているところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） そうですね。学校の場合は、学校教育法で台帳の整備をするという形がしてあるかとも思うんで、整備はされているんだと思うんですが、それ以外の教育施設、特に公民館とか生涯学習施設、古い建物もあつたりいたしますよの。嘱託員が1人か2人ぐらいで館を運営したりして、それで日常の管理ができるもんかどうかのいうふうに今心配するんですが、ここらあたりはどうですかの。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 今の公民館のことでございますが、公民館につきましては、旧耐震の施設が多くありまして、老朽化も進んでおり、御指摘のように、管理に苦慮しているところでございます。1年に1度、事務局職員が点検・パトロールとあわせて、公民館職員に聞き取りなどを行い、対応しているところでございます。また、点検管理については、チェックリストの作成等、今後工夫が必要と考えているところです。

今後、企画部で進めております公共施設の再編整備などとあわせまして、耐震化を含めた調査などを行い、改修計画等を作成していく必要があると考えておりますが、当面は職員によるパトロールの強化などで対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） よくわかりました。

次に、旧宮ノ原小学校についてお伺いいたします。

公共施設のあり方市民委員会において方向づけられて、宮ノ原地区の公民館、隣保館、集会所等を旧宮ノ原小学校に集約して、仮称ではございますが、市民プラザの建設を平成27年度にやる予定でございます。これは地区もおおむね了解しているところでござ

いますが、施工後の管理についてお伺いたします。

管理体制はどのように考えられておられるのか、地区は出張所の復活を要望していますが、この可能性はどうでしょうか。それから、隣接している体育館はどのような形になるのか、わかる範囲でお答え願います。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 今、議員御紹介していただいたとおり、宮ノ原地区については、宮ノ原小学校を地域の拠点施設と定めていただきまして、必要な予算を27年度、新年度予算に計上させていただいたところでございます。

御質問の管理体制についてでございますが、協働のまちづくりを進めるために、集会機能を整備をさせていただこうと考えておりますので、地域の拠点施設にふさわしい管理運営体制を整える必要があると認識はしておりますが、集会機能を確保するための管理運営体制は整えさせていただこうと思っておりますけれども、地域のほうで御要望いただいております出張所としての復活は、現状として考えておりません。

また、体育館についてでございますけれども、公共施設のあり方に関する基本方針に基づき、今後も社会体育施設及び避難所として活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） わかりました。出張所は考えてないということですが、要望いたしますが、出張所にかわる何らかの形の配置いうんですか、考えていただきたいということで、次に、最後になります。本来、建設と同時に設置して、設管条例を考慮する必要があるかと思うんですが、これから設計に当たりまして、設計変更のないよう、地域と十分協議して進めさせていただきたいと思っております。

最後ですが、法令によって台帳整備が義務づけられた学校とか道路とかいう財産については、おおむね適正に管理されているように思われますが、私は建築物について心配しております。施設により、それぞれの課が管理しております。これから本庁舎、支所を初め建築物の改修計画を多く抱えているのを承知しております。

それで、現在、ハード面は都市整備課が担当をして、職員も一生懸命やっている姿は感じておりますが、悲しいかな、現有職員では人員不足も否めないというふうに思います。

そこで、施設の管理を一本化して、建築係、施設係あるいは営繕係でもいいですから、教育委員会は別として、市長部局の施設はそこで管理して、予算要求から設計、施工まで至ることをやられるんがいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、この点はどうか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 公共物の維持管理とか、そういったことをもう少し工夫が要るんじゃないかというお話ですが、確かに先ほど企画部長が答えた、例えば、宮ノ原のことについても、1つの中へ、今の仕組みですと、教育委員会、それから福祉保健部とか、さまざまな部署は、現在、管理しておるものが1カ所へ集まるということで、1つの

建物を別々な部署で管理するような、非常に効率の悪い仕組みという形になりますので、来年、大柿を本庁舎として移転するような計画しております。その際に、市の機構としても、若干手かけて、さわる部分が出てくるかと思えます。

そういったときに、これまでも一般市民は全く、例えば、箱物、公共の建物については、市民の方は全部市のもんだから、別に教育委員会が管理しておるとか、福祉保健部が管理しておるということは余り関係なしで、いろいろ問い合わせとか、そういったものがありますので、山本議員が言われるように、例えば、道路とか港湾とか、特に箱物がわかりにくいんで、箱物の維持管理する分については、1つの部署に統一して、例えば、今は教育委員会の職員ですと、技術的なことはわかりませんので、管理、管理といっても、何か修繕があれば、技術のほうへ問い合わせしたりとか、技術の者に支援をしてもらって、維持、修理をするというようなことがありますので、原則的には、やはり技術者がその中において管理するのが、物事がスムーズに進むんじゃないかと思えますので、いずれにしても、来年の機構改革に合わせて、こういった管理についても、一番最も合理的な方法で管理ができるように、検討してみたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 市長、そのように、ぜひ建築物については管理を一元化するんが一番、私はいいと思うんですよ。土木施設についても、法令に従って、維持管理は適正にされているということを確認します。これが長寿命化にもつながるものと思えます。また、日ごろから管理、点検を十分に行い、危険箇所は早急に修理し、住民が安心できるようにお願いして、9番の山本秀男の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、9番 山本秀男議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時55分）

（再開 11時05分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 同意第1号

○議長（山根啓志君） 日程第2、同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについてでございます。

今月末で任期満了となる正井嘉明副市長の後任として、土手総務部長を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選任したい方は、住所が江田島市江田島町切串〇丁目〇番〇〇号。

氏名が、土手三生です。

昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、61歳でございます。

土手総務部長は、皆さん御承知のとおり、行政の道一筋を歩んでこられ、幅広い行政経験と実績を有し、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、行政全般にわたって識見のある方でございます。

私は、第2次江田島市総合計画に掲げる交流と協働でつくり出す「恵み多き島えたじま」の実現に向け、力強く踏み出してまいる決意しております。土手総務部長には、私のよき補佐役として尽力いただけるものと確信をしております。

何とぞ、議員の皆様御理解ある御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

土手総務部長の退席を求めます。

（総務部長退席）

（休憩 11時07分）

（再開 11時07分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案は、こと人事に関することですので、質疑、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 11時08分）

（再開 11時08分）

（総務部長入場）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま土手三生氏の副市長の選任について、議会の同意がありましたので、お伝えいたします。

土手三生氏から一言挨拶をお願いいたします。

○総務部長（土手三生君） 失礼します。

本会議中の貴重な時間を私の挨拶に機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま副市長としての選任同意をいただいたということで、通告をいただきました。皆様の御支援いただきまして、感謝の気持ちでいっぱいでございます。それと同時に、改めて事の重大性、また責任の重さを痛感いたしております。

これからは微力ではありますが、田中市長の補佐役として、市民の福祉向上と江田島

市の新たなる発展に向けて努力してまいりたいつもりでございます。

そういった決意でございますので、今後とも議員の皆様への御指導、お力添えを賜りますようよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

日程第3 同意第2号

○議長（山根啓志君） 日程第3、同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在、欠員となっております江田島市教育委員会の委員について、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

任命したい方は、住所が、江田島市沖美町畑〇〇〇番地〇。

氏名が、今井絵里子さんです。

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、44歳でございます。

今井さんは、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、高い識見を有する方でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 本案は、こと人事に関するものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第31号

○議長（山根啓志君） 日程第4、議案第31号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第31号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

山の手集会所の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第31号について説明いたします。

内容につきましては、議案書8ページに改正条文、9ページに新旧対照表を添付しております。

8ページをお願いいたします。

このたびの改正は、公共施設のあり方に関する第1次基本方針に沿って、年間利用者が特に少ない施設として、廃止についての地元との協議を経て、山の手集会所について、集会所の用途を廃止するものでございます。

江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正するという事で、第2条の表と別表から、山の手集会所の項を削除いたします。この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第31号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号

○議長（山根啓志君） 日程第5、議案第32号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第32号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正並びに本市における平成27年度から平

成 29 年度までの介護保険給付費等の推計に基づく保険料率の見直しに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第 32 号について、説明いたします。

本条例案は、平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料を改正するものでございます。11 ページから 12 ページまでが改正する現行条例文でございます。13 ページから 14 ページまでが改正する条例案の新旧対照表を、そして 15 ページから 17 ページまでが一部改正の内容を参考資料として添付しております。

15 ページの参考資料により、改正の概要を説明いたします。

現行条例の 7 段階を 9 段階に改正するものでございます。基準額をこれまでは第 4 段階でございましたが、第 5 段階として設定します。現行の第 1 段階、第 2 段階 3 万 2, 400 円を第 1 段階 3 万 7, 200 円に改正しますが、低所得者軽減強化のために、平成 27 年から 29 年度までは 3 万 3, 400 円に軽減することとしております。第 3 段階の特例 4 万 2, 100 円を第 2 段階 5 万 5, 800 円に、第 3 段階 4 万 8, 600 円を第 3 段階 5 万 5, 800 円に、第 4 段階の特例 5 万 7, 000 円を第 4 段階 6 万 6, 900 円に、第 4 段階 6 万 4, 800 円を第 5 段階 7 万 4, 400 円に、第 5 段階 7 万 4, 500 円を第 6 段階 8 万 9, 200 円に、第 6 段階 8 万 1, 000 円を第 7 段階 9 万 6, 700 円に、第 7 段階 9 万 7, 200 円を第 8 段階 11 万 1, 600 円に、そして、新たに、第 9 段階 12 万 6, 400 円を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

改正案に係る各段階の対象者の要件と保険料率、保険料の年額と月額を記載しております。

17 ページをお願いします。

3 として、介護予防、日常生活支援総合事業等に関する経過措置が 4 点ほどございます。（1）に、法第 115 条の第 1 項に掲げる 2 つの事業は、実施開始日を平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。次の（2）同条第 2 項第 4 号に掲げる 8 つの事業と（3）同条同項第 5 号に掲げる 3 つの事業及び（4）同条同項第 6 号に掲げる事業の実施開始日を平成 29 年 4 月 1 日とするものでございます。

11 ページをお願いします。

改正条例第 4 条が保険料を定めるものでございますが、第 2 項において低所得者の減額を規定しております。

附則の追加として、第 7 条で 4 つの事業の経過措置について規定しています。

附則で、施行期日を平成 27 年 4 月 1 日を予定しております。

経過措置として、第 2 条、改正後の江田島市介護保険条例第 4 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前

の例による。この改正については、去る2月26日に、保健福祉審議会の答申を受けたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 非常にわかりにくい、理解しがたい条例じゃあるんじゃないかね。1つ、2つお尋ねしますけど、17ページに、参考資料で出とる、いわゆる一番上の1よね、日常生活支援総合事業に関する経過措置なんじゃけど、要支援1・2の人の総合事業へ移行するという問題なんじゃけどね、29年までに順次やっていくと書いておるんじゃないけど、これは今サービスを利用しておる人には、十分な通知はされとるんかどうか。

それと、もう1点は、これは給付の問題なんじゃけど、いわゆる所得額160万以上の人は、利用料2割負担という問題があるじゃないですか。これは関係ないん。その辺、2点ほど。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 1点目の要支援1・2の方のサービスの内容でございますが、これは28年4月1日を予定しています。これについては、まだ事業者といういろいろ調整が必要でございますので、28年4月1日までは、現在のサービスのまま利用していただくというふうに考えております。ですから、事業者と調整が、いろいろなサービス費用ですね、こういうものも自治体の裁量に任せられると。サービスの内容についても任すというようなことになってますので、事業者と十分な調整が必要だと思っております。そのために1年間の猶予をいただきたいと。周知については、協議が整った段階で周知していきたいというふうに考えています。

ごめんなさい。2点目について、ちょっと質問の意味がようわからなかったんですが。

○10番（片平 司君） 利用料の問題、今1割じゃない。保険料の1割、例えば、40万なら40万の使った1割が4万円が自己負担になるが、それが今度所得が160万以上の人は2割負担になるいうて、これまだ決まってないん。決まっとるんじゃないん。これは給付じゃけんね。関係あるんかないんかをそこをちょっと聞いたんじゃないけど、2割になるんじゃろ、それで。わからんにゃ後でもええんよ。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） そのように解釈しております。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） それと、いわゆる市町による総合事業に移行するわけなんじゃけど、28年からいくと、なっとんじゃけどね。どういうふうに市町の体制が整っとるん。体制は、江田島市の。今まで事業者がやりよったのを市町でやるんでしょう。江田島市がやるんじゃろ。そういうふうに1年先にやるということになると、どういうふうにやるかという、あるじゃない。体制が整ってするんかどうか。整ってないのに、事

業者にはだめだと。どういうふうにするんかいうのを考えておるんじゃないん、具体的には。それ以外はなっとるんでしょ。まだ1年あるけえ、先のことじゃけえ、ええわい、じゃあいくまあ。もう1年しかない。

前にも言うたように、ボランティアでやるんか、自治会がやるんか、女性会がやるんか、社協がやるんか、どこがやるんかというのは決めておるんじゃないかと思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 市町村がやるといいましても、これはあくまでも、今まで介護保険事業の中で、サービス提供事業者で介護保険のサービスを提供してきました。今後においては、総合支援事業の中でサービスを提供していくと。予算についても、介護保険の事業の中でやります。

ですから、サービスを提供していただくのは、今までのサービス提供事業者と調整しながら、例えば、今までは全国一律に、1時間何ぼ、30分何ぼいうふうに決まってきましたが、江田島市にあつたら、例えば、40分が必要な人、20分でええよというような人も結構おると思います。サービスの内容についても、炊事、洗濯程度でよろしいかというような、いろんなニーズがありますので、そこら辺をサービス提供事業者と調整しながらやっていきますので、もう既に決まっておるんじゃないかというような御意見でしたが、今からそこら辺は詰めていきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 最後になりますが、要はサービスが低下せんように、ええぐあい考えてくれとるんならええんですよ。そこを心配しよったんです。どうなるんかなと思って。今やっておられる事業者といろいろ調整しながらやっていくということなんですね。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号

○議長（山根啓志君） 日程第6、議案第33号 平成26年度江田島市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに提出から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第33号 平成26年度江田島市一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成26年度江田島市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,562万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億2,162万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第33号につきまして説明いたします。

今回の補正予算は、国が平成26年度補正予算で創設しました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に対応するため、必要な予算について補正を行うものでございます。

初めに、予算書の一番最後につけております参考資料で、その概要を説明させていただきます。別紙でつけております。

この交付金の1、制度の概要についてですが、本交付金には種類が2つあります。1つが、（1）としまして、地域消費喚起・生活支援型でございます。これは地方公共団体が実施する地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するための事業について、国が支援するものでございます。

もう一つが、（2）地方創生先行型でございます。これは地方公共団体が実施する、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定、並びに地方版総合戦略の策定に先行して行う事業について国が支援するものであり、四角い括弧囲みの中に示しておりますとおり、U・I・Jターン助成など、交付対象となる分野が指定されております。

次に、予算編成方針についてですが、本交付金の創設を受けまして、地域の消費喚起や魅力ある地方の創生に向けた取り組みなどを実施するとともに、市の財政負担の軽減を図るため、活用が可能な新たな事業及び平成27年度に市単独で実施を予定しており

ます事業に充当いたしました。

次に、予算規模ですが、歳入歳出予算の総額それぞれ1億2,562万6,000円に対しまして、江田島市への当該交付金の配分額としましては、1億562万6,000円が国から交付されます。

本交付金の概要は以上でございまして、それでは詳細につきまして、補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

最初に、歳入からです。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金から8目商工費国庫補助金までは、先ほど説明いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を目的別に計上いたしております。

19款、1項、1目繰越金は、このたびの補正に伴う一般財源として、前年度繰越金を増額補正するもので、これにより前年度繰越金の全額を全て予算化することとなります。

続いて、歳出の説明をいたします。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は、総合戦略等策定業務委託料、交通魅力アップ事業補助金などの増額補正です。

8目情報政策費は、光回線整備事業加入促進補助金の増額補正。

9目交流促進費は、体験型修学旅行受入事業費でプロモーションビデオ作成業務委託料、学校民泊家庭調査業務委託料などを、まちづくり推進事業費でまちづくり団体支援補助金を、また、交流・定住促進事業費で定住促進のためのプロモーションビデオ及びパンフレット作成業務委託料など、それぞれ増額補正をしております。

12、13ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費は、障害者雇用拡大のための調査研究経費の増額補正です。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費は、子育て支援イベント委託料の増額を行っております。

14、15ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、市オーリーブ振興協議会などへの補助金の増額補正です。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、商工業振興事業費で企業立地奨励金補助金を、プレミアム商品券発行事業費で地域消費喚起生活支援型の事業といたしまして、プレミアム商品券発行補助金のそれぞれ増額補正をしています。

3目観光費は、観光パンフレットなどの作成経費、観光モデルコース造成委託料及び観光案内板設置工事費の増額補正を行っております。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は、サイクリングロード走行環境整備工事の増額補正です。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

このたび計上いたします全ての事業、14事業で繰り越しのお願いをいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,562万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億2,162万5,000円とする一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) お尋ねしますが、11ページに書かれておる、いわゆる予算書なんですが、既に先日の予算委員会なんかでも質疑をした、27年度の予算書の中にあつた分が置きかわってますよね。そうすると、既にある予算書の分がここへ置きかわって、繰越明許で示されておるわけですから、このままいくと、かなりな金が来年度は残るといふことになると思うんですが、その辺と、もう一つは、プレミアム券、これはどういふふうな使い方になるんですかね。

○議長(山根啓志君) 沼田産業部長。

○産業部長(沼田英士君) プレミアム商品券について、ちょっと説明させていただきます。

この事業、プレミアム商品券の6,000万ぐらいの事業でございますけれども、例えば、1,000円の価値が1,200円、200円分はプレミアム部分が補助金としては5,560万何がしのお金になろうかと思ひます。これは、今、商工会のほうで委員会等を立ち上げてもらって検討していただいているところでございます。まだ1回しか、たしか委員会を開いてないといふふう聞いております。プレミアム率を今20%いふことで論議されて、そこまでのお話は進んでおるようでございます。

あと詳細ないろいろな問題がございますけれども、今後、その辺を決めていくといふふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長(山根啓志君) 10番 片平議員。

○10番(片平 司君) 以前、民主党政権ができたときに、何かこれに似たようなことがありましたよね。あれと大体同じような感覚なんですか。例えば、10万円買ったら2万円分がキャッシュバックするとか、3万円が返ってくるとかいうのがあつたじゃないですか。あれと同じですか。

○議長(山根啓志君) 沼田産業部長。

○産業部長(沼田英士君) 内容はほとんど同じでございます。10万円分の商品券を買ったら12万円分の価値のある商品券をいただくといふふうな形でございます。

以上でございます。

○議長(山根啓志君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 片平議員の最初の御質問なんですが、まず、来年度の予

算の中から、今回、新年度予算編成後に、この補正予算のほうの制度が決まりまして、新年度予算のほうに単独事業の中で、この先行型の部分に該当するような事業を前倒しで、このたび補正予算に入れさせていただいております。

ですから、これが採択となりまして、新年度予算のほうに計上しておるものが重複した場合は、来年度、決定次第、6月ぐらいには一旦補正減にさせていただいて、その財源につきましては、また、市のいろんな財政状況を考慮しながら、もしそこらの部分の活用ができるようでしたら、また考えていきますし、いろんな市の全体の財政事情の中で判断させていただくということになると思います。

○議長（山根啓志君） 片平議員。

○10番（片平 司君） せっかく国が1億円もただでくれたようなもんじゃから、しっかり住民生活に寄与するような使い方をよろしくお願いします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 予算書11ページなんですけども、企画調整事業費ということで、総合戦略等策定業務委託料と。昨日、一般質問の中で、27年度中に戦略を策定されるということなんですけども、こちらの委託料というのは、人口ビジョンと、そこら辺を合わせての委託ということになるんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（山根啓志君） 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 昨日申し上げましたとおり、日本全国一斉にこういった策定業務をするということは、コンサルタントの業務を各自治体が一斉に発注すると。需要と供給の中で真に戦略を打つためには、やっぱりきめ細かい仕様が必要となります。ですので、市のほうも、全庁的に職員の皆様方の英知を絞っていただいて、言ってみれば、コンサルタントの仕事が多いということは、その業界が手薄というか、人的に不足するということになりかねないんで、しっかりとした策定をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 1 号～日程第 1 9 議案第 1 3 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1、議案第 1 号 平成 2 7 年度江田島市一般会計予算から日程第 1 9、議案第 1 3 号 平成 2 7 年度江田島市交通船事業会計予算までの 1 3 議案を一括議題といたします。

本 1 3 議案について、野崎剛睦予算審査特別委員長の報告を求めます。

野崎予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（野崎剛睦君） 予算審査特別委員会審査報告書

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

江田島市議会議長 山根啓志様

江田島市議会予算審査特別委員会 委員長 野崎剛睦

本委員会は、平成 2 7 年第 1 回江田島市議会定例会本会議（2 日目）において予算審査特別委員会に付託された次の議案について、常任委員会所管ごとの 3 分科会に分割し、3 月 2 日、3 日に文教厚生分科会、3 月 4 日、9 日に総務分科会、3 月 5 日、6 日に産業建設分科会を開会し、慎重に審査した結果、次のとおり個別意見（要望事項）を付して、賛成多数で決したので、江田島市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告をいたします。

1 審査結果

議案第 1 号 平成 2 7 年度江田島市一般会計予算、原案可決。

議案第 2 号 平成 2 7 年度江田島市国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第 3 号 平成 2 7 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第 4 号 平成 2 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算、原案可決。

議案第 5 号 平成 2 7 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算、原案可決。

議案第 6 号 平成 2 7 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、原案可決。

議案第 7 号 平成 2 7 年度江田島市港湾管理特別会計予算、原案可決。

議案第 8 号 平成 2 7 年度江田島市地域開発事業特別会計予算、原案可決。

議案第 9 号 平成 2 7 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算、原案可決。

議案第 1 0 号 平成 2 7 年度江田島市交通船事業特別会計予算、原案可決。

議案第 1 1 号 平成 2 7 年度江田島市水道事業会計予算、原案可決。

議案第 1 2 号 平成 2 7 年度江田島市下水道事業会計予算、原案可決。

議案第 1 3 号 平成 2 7 年度江田島市交通船事業会計予算、原案可決。

2 ページをごらんください。

2 審査の概要

本委員会に付託された予算の審査に当たっては、本予算に組まれた事務事業が各行政

分野に適切に配分され、かつ地域的な均衡が図られているかどうかには主眼を置き、地方自治法第97条第2項に規定されている長の提案権を侵害しないように十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審査を行いました。

3 審査意見

我が国経済を見ると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「3本の矢」から成る経済政策（アベノミクス）を一体的に推進し、経済の好循環が生まれ始めております。

しかしながら、最近の経済については、先日発表された平成26年10月期から12月期までの国内総生産（GDP）が3四半期ぶりのプラス成長となったものの、個人消費等に弱さが見られます。

また、人口減、高齢化のグローバル化への対応のおくれなどの中長期的な課題を抱える地方においては、経済の好循環の実現が十分には進展していません。

このような状況の中で、地方から日本を創生する、まち・ひと・しごと創生（長期ビジョン）及びこれを実現するため、今後、5カ年間の目標や施策や基本的な方向性を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）がまとめられ、閣議決定されました。

今後、市政においては、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案して、本市の特性を踏まえた施策を実施してもらいたい。そのためには職員一人一人が市財政を取り巻く現況と喫緊の行政課題を認識し、収納対策の強化と、国・県支出金等の特定財源の確保に努め、予算の執行に当たっては、審査の過程で出された各分科会からの個別意見等に十分留意され、市民が安心して暮らし、江田島市に住んでよかったと幸せを実感でき、将来への希望が持てる市政の実現を推進してもらいたいと思います。

なお、個別意見につきましては、分科会ごとに記載してあるとおりでございます。

以上、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって野崎予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 平成27年度当初予算に対する反対の立場からの討論を行います。

大企業がもうかれば国民が潤うという新自由主義経済政策のアベノミクス効果は、一

部富裕層を除いて、大多数の国民には実感できておりません。26年4月に消費税率が5%から8%へ引き上げられ、上向きかけていた経済は、停滞、減速をしております。アベノミクスによる生活物価の上昇、その一方で、賃金は上がり、年金は引き下げられ、医療や介護の負担増と給付減など、社会保障の大改悪で、国民の苦しさや困難さが増しています。消費税増税は即刻中止をするべきです。社会保障充実などの財源はあります。無駄な大型公共工事や軍事費を削減し、企業、富裕層から応能負担の原則に基づく国民本意の民主的税制へ転換すれば、消費税増税をしなくても社会保障などの財源はつくれます。

平成27年度江田島市一般会計予算は、対前年度比6億6,700万円増です。主な要因は、江田島小学校の耐震工事費、宮ノ原小学校再編整備事業費、庁舎整備事業費などです。

公共事業についてですが、27年度予算案には、小用開発基金へ2億200万、港湾建設事業へ1億100万円計上しています。小用開発工事終了は平成30年度前半の見通しですが、工事完了まで江田島市負担分は続きます。

畑総整備事業に2,400万円、維持管理費用に1,000万円が計上されています。事業は27年度で終了とのことですが、維持管理は今後も続きます。工事費140億円と20年の歳月をかけた工事ですが、急激な人口減と後継者不足で一部地域は、既に耕作放棄地となり、給水栓は無用なものとなっています。

小用開発にも当てはまることではありますが、長いスパンの事業は事前の綿密な調査と精査が必要です。

若い人が農林水産業に充実し、なりわいができる環境づくりは困難を伴いますが、人口減少の続く江田島市にとっては喫緊の課題です。江田島市は、再生産できる価格保障や所得保障をして、次世代を担う若者が農業や漁業などに参入をし、生活できる仕組みに予算を使うべきです。

学校耐震工事予算2億8,000万円計上されています。子供の安心・安全の面からも、残り校舎の耐震工事を要望しておきます。

住民の命と健康を守るための国保世帯数は4,850世帯、被保険者数は7,800人です。平成26年3月時点で、国保税滞納による短期証は191世帯、資格証は55世帯です。国保税負担は1人当たり9万円、世帯当たり14.7万円です。高い国保税に市民は悲鳴を上げています。国保会計、一般会計からの繰り出しをして、負担の軽減を図るべきです。

国による一段の社会保障削減のもと、平成27年度からの介護サービスにおいても要支援1・2の人は介護給付事業から外し、市町の総合サービスへ移行となり、サービスの低下は避けられません。特別養護老人ホーム入所も要介護3からとなり、介護難民問題が深刻化すると思われます。介護保険のサービスの切り捨てをやめ、保険料の抑制をするために公費の負担を引き上げるべきです。

厳しい経済状況の中、市民の生活や業者の営業は大変苦しくなっています。今こそ不要不急の公共事業や無駄な予算措置は見直すべきです。

住宅改修助成事業などを復活して、地元業者の仕事をふやし、地域経済を元気にし、

経済の循環を図るべきです。景気低迷で市民生活が苦しいときこそ、行政は住民福祉向上の施策を行うべきです。

これをもって、平成27年度予算案、反対討論とします。

○議長（山根啓志君） 次に、賛成討論はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 私は、議案第1号から議案第13号にある平成27年度江田島市一般会計、各特別会計及び各企業会計の予算案に対し、賛成の立場で討論いたします。

国では、世界に先駆けて、人口減少、超高齢化社会を迎えるに当たり、地方創生をなし遂げて、この大きな課題を克服するため、昨年、まち・ひと・しごと創生法案と活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する地域再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連2法案が可決・成立しました。

この法律に基づきまして、政府は人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に対する国民の危機意識の共有を図るとともに、50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョンと人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す総合戦略を取りまとめました。

これを受けて、江田島市も地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に策定することとなり、江田島市に住んでいるみんながみずから考え、自分たちの地域における諸問題を克服するための戦略を立てなければなりません。

江田島市では、昨年11月に市制10周年を迎え、平成27年度予算は、合併市制施行11年目の編成であり、来年度からスタートする第2次総合計画に基づいた予算編成となります。

一方、平成16年11月の合併後、11カ年度目の平成27年度から、地方交付税の合併算定替えという財政措置が5年間で段階的に減額され、最終的には、本来の一本算定になる予定であります。

このような状況下、現在策定中の第3次行財政改革大綱並びに第2次財政計画と一体のものとして、市民サービスの維持向上及び市民目線での総合計画の実行に取り組まなければなりません。

新年度予算案は、市長が施政方針で述べたとおり、「交流・創造・実感」と「行財政改革の着実な邁進」を重点的なテーマとし、10年後の目指すべき姿である交流と協働でつくり出す「恵み多き島えたじま」に向けた新たな挑戦であり、その第一歩としての予算であると評価できるものであります。

よって、私は、平成27年度一般会計予算、各特別会計並びに各企業会計の予算について、予算審査特別委員会の各分科会で出された個別意見を十分尊重し、市民サービスの維持向上並びに将来の明るい江田島市につながるよう執行されることを信じ、賛成するものであります。

○議長（山根啓志君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本13議案について、一括で採決を行います。

本13議案についての委員長の報告は、可決すべきであるとするものです。

本13議案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本13議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 発議第1号

○議長(山根啓志君) 日程第20、発議第1号 江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

11番 胡子議員。

○11番(胡子雅信君) 発議第1号

平成27年3月13日

江田島市議会議長 山根啓志様

提出者 江田島市議会議員 胡子雅信 賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 林 久光。

江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)の提出について

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条の一部が改正されたため、現行条例の一部を改正するものであります。

なお、内容につきましては別紙のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑、討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで平成27年第1回江田島市議会定例会を閉会いたします。

(閉会 12時06分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員